

令和6年第2回

久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

令和6年8月22日

令和6年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

1 招集年月日 令和6年8月22日（木）

2 招集場所 久留米広域消防本部 4階 屋内訓練室
(久留米市東櫛原町999番地1)

3 出席議員 (17名)

2番	秋永	峰子	君
3番	塚本	弘道	君
4番	後藤	敬介	君
5番	石井	秀夫	君
6番	石井	俊一	君
7番	佐藤	晶二	君
8番	遠藤	博昭	君
9番	古賀	寿典	君
10番	井上	勝彦	君
11番	新原	善信	君
12番	大場	美紀	君
13番	江藤	芳光	君
14番	組坂	公明	君
15番	高橋	直也	君
16番	野瀬	繁隆	君
17番	古賀	知文	君
18番	益田	隆一	君

4 欠席議員 (1名)

1番	吉富	巧	君
----	----	---	---

5 地方自治法第121条に基づく出席者

【執行部】

組合長	原口	新五	君
副組合長	倉重	良一	君
副組合長	加地	良光	君
副組合長	権藤	英樹	君
副組合長	中山	哲志	君
副組合長	広松	栄治	君
代表監査委員	山口	文刀	君
会計管理者	白石	浩之	君

【事務局】

事務局理事	松野 誠彦	君
事務局長(兼)事務局次長	久次美和子	君
総務主査	佐藤 昌和	君

【消防本部】

消防長	黒岩 竹直	君
消防次長	服部 辰典	君
久留米消防署長	仲 賢一郎	君
三井消防署長	出利葉 操	君
浮羽消防署長	佐藤 勝徳	君
三潞消防署長	北川 英二	君
大川消防署長	津村 道彦	君
総務担当次長(兼)総務課長	土居 豊彦	君
人事研修課長	長谷 義	君
予防課長	橋本 秀一	君
救急防災課長	村田 康裕	君
救急防災課救急主幹	権藤 明夫	君
情報指令課長	上野 卓慈	君

6 議事日程

日 程 第 1 議席の指定

日 程 第 2 会議録署名議員の指名

日 程 第 3 会期の決定

日 程 第 4 諸般の報告

日 程 第 5 認 定 第 1 号 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 6 認 定 第 2 号 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 7 認 定 第 3 号 令和5年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について

日 程 第 8 第12号議案 令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）

日 程 第 9 第 1 3 号議案 財産（水槽付き消防ポンプ自動車）の取得について

日程第 1 0 第 1 4 号議案 三井消防署訓練棟新築外工事請負契約締結について

日程第 1 1 発議第 1 号議案 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による組合長の
専決処分事項の指定について

＝午前 9 時 5 5 分開会＝

◎ 開 会

○副議長（江藤芳光君）みなさん、おはようございます。当議会副議長の江藤でございます。

吉富議長が、今定例会欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、私が議長の職務を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、只今から、令和 6 年第 2 回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

◎ 日程第 1 議席の指定

○副議長（江藤芳光君）これより本日の会議を開きます。

それでは、日程第 1、「議席の指定」を行います。

本年 5 月の小郡市議会臨時会において、組合議会議員の改選が行われております。

よって、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議席を指定します。

大場 美紀 議員を、12 番に指定いたします。

◎ 日程第 2 会議録署名議員の指名

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

4 番、後藤 敬介 議員、12 番、大場 美紀 議員を指名いたします。

◎ 日程第 3 会期の決定

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎ 日程第 4 諸般の報告

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 4、「諸般の報告」を行います。組合長から報告第 1 号令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計繰越明許費繰越計算報告が行われております。

この報告について、質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

それでは、これをもって諸般の報告を終わります。

-
- ◎ 日程第 5 認定第 1 号
 - ◎ 日程第 6 認定第 2 号
 - ◎ 日程第 7 認定第 3 号

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第 5、認定第 1 号「令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第 7、認定第 3 号「令和 5 年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計歳入歳出決算の認定について」までの 3 件は、いずれも決算案件であり、関連がありますので、一括して議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）おはようございます。

本日、ここに令和 6 年第 2 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合の運営に対しまして、多大なるご支援をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

この度、新たに当組合議員となられました小郡市の大場議員におかれましては、本圏域発展のため、ご尽力いただきますようお願いいたします。

そして、皆様ご承知のとおりではございますが、6 月に行われた、うきは市長選挙において権藤市長がご当選され、当組合の副組合長に就任されましたのでご報告させていただきます。

本日は、令和 5 年度決算の認定のほか、補正予算、財産取得、請負契約の議案を提案いたしております。

どうか十分なご審議のうえ、ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、認定第 1 号から認定第 3 号までにつきまして、一括して説明申し上げます。

この 3 件の決算は、いずれも地方自治法第 23 条各項の決算に関する規定により、会計管理者から決算に係る書類の提出を受け、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書及び事業実績報告書を添えて認定を求めるものであります。

まずは、認定第 1 号令和 5 年度一般会計についてでございます。

歳入決算額は、2, 303 万 9, 818 円でございます。予算現額に対する収入率は、102. 4%となっております。

歳出決算額は、1, 937 万 8, 295 円でございます。予算現額に対する執行率は、86. 1%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額 366 万 1, 523 円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第 2 号令和 5 年度小児救急医療支援事業特別会計についてでございます。

歳入決算額は、3, 436 万 1, 148 円でございます。予算現額に対する収

入率は、99.8%となっております。

歳出決算額は、3,278万6,093円でございます。予算現額に対する執行率は、95.2%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支額157万5,055円は、翌年度に繰り越しております。

次に、認定第3号令和5年度広域消防特別会計についてですが、歳入決算額は、53億2,798万5,868円になっておりまして、予算現額に対する収入率は、94.7%となっております。

歳出決算額は、49億3,005万4,286円でございます。予算現額に対する執行率は、87.6%となっております。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた3億9,793万1,582円を翌年度に繰り越しております。

以上、3件の決算について、詳細については、担当に説明させます。

何卒、ご慎重なご審議をお願い申し上げます。

○副議長（江藤芳光君）これより担当者からの説明を求めます。

○事務局長（久次美和子君）議長。

○副議長（江藤芳光君）久次事務局長。

○事務局長（久次美和子君）事務局の久次でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度各会計決算について、ご説明申し上げます。

本組合は、一般会計及び2つの特別会計で運営しております。

私からは、事務局が所管いたします。一般会計及び小児救急医療支援事業特別会計につきまして、資料は歳入歳出決算附属書類、事項別明細書を用いてご説明いたします。

まず一般会計につきまして、決算附属書類の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、1款1項1目1節 経常費負担金 1,950万円は、事務局の経常経費に係る構成市町の負担金でございます。

内訳は、事務費相当額 450万円、構成市町からの事務局派遣職員2名に係る人件費相当額 1,500万円でございます。

3款1項1目1節 繰越金 353万9,818円は、前年度からの繰越額でございます。

以上、歳入総額は 2,303万9,818円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款 議会費 180万7,108円は、組合議会の運営に係る経費で、組合議会議員18名分の議員報酬及び組合議会の会場使用料でございます。

2款 総務費は、事務局運営に係る経常経費で、1項1目2節 給料 73万2,000円は、正副組合長6名分の給料でございます。

10節 需用費 52万7,249円は、事務用品等の消耗品費、議案書等の印刷製本費が主なものでございます。

1 1 節 役務費 1 8 万 7, 6 4 5 円は、電話料金及び切手代の通信運搬費、公用車の保険料でございます。

3 ページをお願いいたします。

1 3 節 使用料及び賃借料 3 4 万 4, 5 2 0 円は、事務局公用車の年間リース料でございます。

1 8 節 負担金・補助及び交付金 1, 5 6 4 万 8, 5 7 3 円は、事務局職員派遣元の久留米市に対する人件費負担金でございます。

4 項 監査委員費 1 3 万円は、監査委員 2 名分の委員報酬でございます。

4 ページをお願いいたします。

以上、歳出総額は、1, 9 3 7 万 8, 2 9 5 円でございます。

続きまして、小児救急医療支援事業特別会計でございます。

7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目 1 節 保健衛生費負担金 2, 6 3 0 万 5, 0 0 0 円の内訳は、構成市町負担金が 2, 1 1 9 万円、近隣市町協力金が鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町、吉野ヶ里町、柳川市及びみやま市から、合わせて 5 1 1 万 5, 0 0 0 円でございます。

2 款 1 項 1 目 1 節 保健衛生費補助金 6 4 1 万 9, 0 0 0 円は、福岡県からの救急医療施設運営費等補助金でございます。

3 款 1 項 1 目 1 節 繰越金 1 6 3 万 7, 1 4 8 円は、前年度からの繰越額でございます。

以上、歳入総額は、3, 4 3 6 万 1, 1 4 8 円でございます。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款小児救急運営費は、小児救急医療支援事業の運営に要する経費でございます。1 項 1 目 1 節 報酬 1 1 万円は、運営委員会委員 8 名分の委員報酬でございます。

1 2 節 委託料 1 0 万 4, 2 3 6 円は小児救急センターのポスター作成業務に係る経費でございます。

1 8 節 負担金、補助及び交付金 3, 2 5 4 万 9, 8 6 4 円は、小児救急センター運営及び小児科医研修事業への補助金でございます。

内訳は、小児救急センターに出務する医師の人件費等として久留米医師会に対して 2, 0 5 5 万 5, 0 0 0 円、看護師及び事務員の人件費等として聖マリア病院に対して 9 9 9 万 4, 8 6 4 円、小児科医研修事業を実施する久留米大学に対して 2 0 0 万円でございます。

歳出合計は、3, 2 7 8 万 6, 0 9 3 円でございます。

私からは、以上でございます。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○副議長（江藤芳光君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）消防本部総務担当次長の土居でございます。広域消防特別会計について説明させていただきます。

それでは、1 1 ページをお願いします。

まず、歳入決算です。1 款 分担金及び負担金、1 項 1 目 市町負担金の収入済額の欄ですが、4 3 億 2, 9 2 0 万 8, 0 5 1 円は、当消防本部を構成いたします4 市 2 町からの負担金です。

1 節 経常費負担金 4 0 億 2 6 7 万 2, 0 0 0 円は、人件費や物件費など、経常経費に係る負担金でございます。

2 節 特別負担金 3 億 2, 6 5 3 万 6, 0 5 1 円は、退職手当、特殊車両整備や庁舎建設、組合債の償還などに係る負担金でございます。

2 目 事業費負担金 9, 8 6 6 万 8 4 8 円は、筑後地域消防指令センターの運営経費として当消防本部以外の 6 消防本部から収入した負担金が主なものでございます。

2 款 使用料及び手数料、1 項 1 目 施設使用料 6 6 万 9, 6 7 5 円は、自動販売機、電柱等の設置に係る行政財産使用料でございます。

2 項 1 目 消防手数料 3 8 6 万 5 0 円は、危険物施設の許認可事務手数料が主なものでございます。

1 2 ページをお願いします。

5 款 財産収入、1 項 1 目 物品売払収入 9 0 7 万 9, 3 9 8 円は、車両 8 台の売却収入でございます。

2 項 1 目 利子及び配当金 3, 0 0 0 円は、財政調整基金利子でございます。

6 款 繰入金 6, 0 9 0 万 7, 9 9 1 円は、財源調整のため、財政調整基金から繰り入れたものでございます。

7 款 繰越金 5 億 6, 0 2 3 万 3 0 3 円は、前年度からの繰越金でございます。

1 3 ページをお願いします。

8 款 諸収入、1 項 1 目 組合預金利子 2, 2 9 6 円は、利子収入でございます。2 項 1 目 雑入 2, 2 9 6 万 4, 2 5 6 円は、消防救急無線デジタル化整備事業等に係る市町村振興協会からの助成金 1, 7 3 5 万 3, 6 7 3 円が主なものでございます。

9 款 組合債、1 項 1 目 消防債 2 億 4, 2 4 0 万円は、高規格救急自動車 1 台、2 5 m 屈折はしご車 1 台、署活動用携帯無線機 4 8 台、三国出張所内部改修工事、南・西・三井出張所の非常用発電機改修設計及び三井消防署新庁舎建設設計の財源として緊急防災・減災事業債などの借入れを行ったものでございます。

以上、歳入総額は、5 3 億 2, 7 9 8 万 5, 8 6 8 円でございます。

続いて、歳出決算でございます。1 4 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 常備消防費は、消防本部及び消防署所の事務事業に要する経費で、1 節 報酬 1, 8 4 5 万 5, 4 5 7 円は、会計年度任用職員 1 1 名分の報酬が主なものでございます。

2 節 給料から 4 節 共済費は、消防職員 4 4 7 名の人件費が主なものでございます。

7 節 報償費 1 5 1 万 9, 3 5 4 円は、救急症例検討会等に係る講師謝金、幼年消防クラブ育成に係る資器材購入費が主なものでございます。

8 節 旅費のうち、費用弁償 7 9 万 5, 0 6 0 円は、会計年度任用職員の通勤

手当でございまして、旅費 1, 244万3, 560円は、県消防学校等での職員研修に係る旅費が主なものでございます。

9節 交際費 38万4, 211円は、消防長、消防署長の公務に要する交際費でございまして。

15ページをお願いします。

10節 需用費のうち、消耗品費 8, 734万8, 776円は、消防職員の制服、防火服や消防、救急、救助業務に必要な消耗品購入費が主なものでございます。

燃料費 2, 431万1, 562円は、消防車両の燃料及び庁舎用プロパンガス料金が主なものでございます。

印刷製本費 323万1, 976円は、広報紙・久留米広域消防だよりの印刷費及び、予防・救急業務に係る印刷物作成費が主なものでございます。

光熱水費 3, 553万6, 257円は、消防本部庁舎、消防署所及び筑後地域消防指令センターの電気・水道・都市ガス料金でございまして。

修繕料 3, 316万3, 116円は、車検及び車両修繕、庁舎設備等に係る修繕料が主なものでございます。

11節 役務費のうち、通信運搬費 3, 328万1, 246円は、一般電話回線、専用線及び携帯電話の通話料のほか、筑後地域での通信指令回線費用や119番通報の際、災害発生場所を瞬時に把握するための「発信地表示システム」使用料が主なものでございます。

手数料 1, 546万5, 143円は、救急業務に係る医師の指示手数料、酸素ボンベ等の耐圧検査手数料、資機材の点検手数料が主なものでございます。

保険料 585万4, 223円は、自動車保険料及び建物災害共済費が主なものでございます。

12節 委託料 2億2, 156万9, 078円は、消防指令システム・デジタル無線保守、庁舎清掃、事務用機器等保守、庁舎設備や救急資機材等の点検に係る委託料が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料 1, 908万9, 450円は、消防署所の下水道使用料及びパソコン等事務用機器借上料が主なものでございます。

15節 原材料費 1万7, 338円は、水防訓練等に必要な原材料の購入費でございまして。

17節 備品購入費 1, 213万3, 550円は、消防用ホースや潜水資機材等の災害現場活動に要する資機材の購入費が主なものでございます。

18節 負担金・補助及び交付金 2, 834万2, 420円は、県消防学校への入校負担金、救急救命士4名の養成に係る研修負担金が主なものでございます。

24節 積立金 3,000円は、財政調整基金利子を積み立てたものでございます。

26節 公課費 250万1, 000円は、車両48台分の自動車重量税が主なものでございます。

続きまして、2目 消防施設費は、庁舎、車両等の整備に要する経費でございま

す。

8節 旅費 5万900円は、15mはしご車のオーバーホールにかかる中間検査のための旅費でございます。

10節 需用費 6,134万2,600円は、久留米消防署及び浮羽消防署の15mはしご車のオーバーホールに係る修繕料でございます。

11節 役務費 77万3,000円は、三井消防署新庁舎建設事業の確認申請等に係る手数料でございます。

12節 委託料 5,707万1,168円は、西出張所及び三国出張所の外壁改修設計、南・西・三井出張所の非常用発電機改修設計及び三井消防署新庁舎建設事業における訓練塔の撤去委託料が主なものでございます。

16ページをお願いします。

14節 工事請負費 3,492万2,800円は、三国出張所の内部改修工事及び善導寺出張所の下水道接道工事でございます。

17節 備品購入費 1億9,995万4,170円は、高規格救急自動車1台、25m屈折はしご車1台、署活動用携帯無線機48台の購入費が主なものでございまして、繰越明許費2億4,406万8,590円は、ポンプ車1台、大型水槽車1台、多機能型救助工作車1台の購入費でございます。

2款1項1目 公債費元金 4億7,053万4,556円は、平成25年度から令和3年度までに発行した組合債に係る元金償還金でございます。

2目 利子 445万7,762円は、平成25年度から令和4年度までに発行した組合債に係る利子償還金でございます。

以上、歳出総額は、49億3,005万4,286円でございます。

簡単ですが、以上で広域消防特別会計の説明を終わらせていただきます。

○副議長（江藤芳光君）提案理由の説明は終わりました。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

山口監査委員。

○監査委員（山口文刀君）おはようございます。監査委員の山口でございます。

令和5年度久留米広域市町村圏事務組合の決算審査の結果についてご報告申し上げます。

歳入歳出決算審査意見書をお願いします。意見書の1ページをお開きください。

第1審査の種類、第2審査の対象、第3審査の着眼点・主な実施内容、第4審査の実施場所及び日程は、記載のとおりですので説明は割愛いたします。

第5審査の結果でございますが、決算書類は適正に作成されており、現金・預金は、残高証明書と歳入歳出差引残高が一致いたしました。

次に、2ページから7ページまでは、各会計と財産について述べております。

8ページをお願いいたします。

6むすびで総括的な意見を述べております。

（1）の会計・決算事務処理等についてですが、会計処理及び決算事務は、適正に執行されておりましたが、一部に修正を求めたものや、事務処理を行う上で検討を求める事項が見られました。これらについては、適切に対応されることを

望みます。

(2) 小児救急医療支援事業特別会計についてですが、本事業は、構成市町負担金、近隣市町協力金で運営費の大部分を賄っております。

本年度から、新たにみやま市から協力金を拠出していただいたことについては、事務局の協力依頼と本事業の実施体制・運営費についての丁寧な説明によるものであり、成果と考えます。

しかしながら、利用者が多い近隣の八女市、筑後市、広川町からは、協力金の拠出を得られておらず、組合議会や事業の運営委員会においても、協力金を求める声があると同っております。

今後も、構成市町や久留米医師会等の関係団体の協力を得ながら、引き続き八女市、筑後市、広川町に対して事業への理解を求めるとともに、協力金の拠出についての要請を行われることを望みます。

(3) 広域消防特別会計についてですが、本年度の実質収支は、3億6,696万2,000円で、前年度の実質収支5億2,458万3,000円を差し引いた単年度収支は、1億5,762万1,000円の赤字となっております。

単年度収支が赤字となった主な理由は、コロナ禍における事業縮小のため繰越金が膨らんできたことから、これを適正規模に戻すため、主要な歳入である構成市町からの負担金を減額調整したためです。

また、本年度、三井消防署新庁舎の基本・実施設計を行い、改めて事業費を積算したところ、当初の積算金額から約3億円増額になるとのことでした。この他にも、翌年度以降には、浮羽消防署・出張所の建替えや消防通信指令システムの整備など大規模な改修が計画されており、今後、これらの事業についても、労務費や物価の上昇により、事業費の高騰が懸念されます。

さらには、今後の要員増による人件費等の経常的経費の増加も見込まれることから、消防事業の課題を整理し、中期的な事業展開と財政見通しを明らかにした、中期経営計画の策定を検討されることを望みます。

以上、令和5年度久留米広域市町村圏事務組合の決算審査のご報告を終わります。

○副議長（江藤芳光君）監査委員の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（石井秀夫議員が手を挙げる）

○5番（石井秀夫君）はい。

○副議長（江藤芳光君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）皆さん、おはようございます。久留米市議会の石井秀夫です。

私からは、おおむね二点について質問を進めていきたいと考えておりますけれども、その前に、この連日の猛暑の中で、消防関係者の皆さんが奮闘いただき、先日は、私の御井校区の中におきまして、昼間の火災に対して適切に対応いただき、早い時点での鎮火となりました。

雷が落ちて、それが火災の原因になったのではないかと、というようなお話を警

察から聞くことができました。

そのようなところで、いつ何が起こるかわからない中で、消防関係者の皆さんが公平に対応いただく、そういう取り組みについてですね、心から感謝を申し上げるところでございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

質問ですが、消防広域化と通信指令の共同運用についてお尋ねをいたします。

久留米広域消防本部は、久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部が統合され、平成21年4月1日に発足をされました。

5年前の平成31年4月1日には、大川市消防本部が統合いただき、管轄区域において大川市を含む4市2町の久留米広域消防本部となりましたことは皆さん、ご承知の通りであります。

最初の統合から15年、大川市消防本部統合から5年経過をしております。

近年の地球温暖化に伴う集中豪雨などの自然災害や、都市構造の変化に伴う災害の多様化、大規模化とともに、消防行政に対する住民のニーズの複雑で対応が必要と考えます。

統合の時点で示されたことは、久留米広域消防は、広域化による効果を最大限に活かし、消防体制を充実させて、安全で安心な地域社会の確立に努めるとされてきました。

そこでお尋ねをいたしますけれども、これまでの消防広域化をどのように総括をされているのか。

その効果、そして成果についてお答えを、同時に見えてきた課題があれば答えてください。

続きまして、通信指令業務の共同運用についてお尋ねをいたします。

平成28年4月1日、筑後地域消防指令センターとして運用が開始され、7つの消防本部、その管内にあるのは15の市町村であります。

面積は福岡県の3分の1を占める規模となっております。

複数の消防本部による通信指令業務の共同運用は、県内初の取り組みとして注目がなされ、その運用開始から8年が経過をしております。

広域の消防指令システムや緊急車両へのモニターの搭載、そしてネット119緊急通報システム、また、新たな取り組みも進んでおるように聞いておりますが、この指令センター業務につきましても、共同運用のこれまでの検証の結果についてお答えをいただきます。以上です。

○総務担当次長（土居豊彦君）議長。

○副議長（江藤芳光君）土居総務担当次長。

○総務担当次長（土居豊彦君）当消防本部は、二度の広域化を経て、久留米広域市町村圏における消防の一本化を実現し、福岡県内で3番目の組織規模となりましたので、スケールメリット等を活かして、消防体制の充実・強化、住民サービスの向上を図ってまいりました。

はじめに広域化の主な成果を三点挙げさせていただきますと、一点目が「災害対応力の強化」でございます。具体的には広域化により各消防署の管轄エリアを

越えた相互出動が可能となり、全ての隊を一元的に運用できるようになりましたので、現場到着時間の短縮、初動隊数の増加、複数災害・大規模災害時の対応力強化が図られ、令和5年7月の大雨により久留米市で発生した土石流災害の現場には、19隊71名の消防力を迅速に投入することができております。

二点目が「人員や車両配置の効率化等による現場体制の充実と専門性の向上」でございます。具体的には、総務・通信部門の統合による現場要員の拡充、高度救助隊の創設、予防事務の一元化などによる専門性の向上、隊の再編による救急隊の増隊が図られております。

三点目が「消防体制の基盤強化」でございます。具体的には、消防広域化が条件となる国の財政支援を活用した施設整備、職員数の増加による人材育成体制の充実が図られたところでございます。

次に、平成28年4月から開始している通信指令業務の共同運用の主な成果を三点挙げさせていただきますと、一点目は、「大規模災害時における受信体制の強化」でございます。

共同運用以降、毎年のように大規模な風水害が発生していますが、指令センターは、最大38人の受信体制により、令和5年7月の大雨時に大規模な災害が発生した場合についても、多数の通報に対応することができているところです。

二点目は、「情報の一元化による迅速な相互応援体制の確立」でございます。

心肺停止の救急事案が発生し、出動できる救急隊がない場合は、他の消防本部の救急隊を直ちに出動させる協力体制を構築しているほか、大規模災害時には、指令センターが中心となって消防本部間の迅速な応援体制を確立しています。

三点目は「施設整備費及び維持管理費の効率化」でございます。

7消防本部の共同整備により、各消防本部の単独整備と比較して、当初の整備費は、約31億円の削減効果、また、維持管理費は、当消防本部単独で年間約5,200万円の削減効果が得られています。

消防広域化と通信指令業務の共同運用の成果について、これまでの総括は以上でございます。

○5番（石井秀夫君）はい。

○副議長（江藤芳光君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）ありがとうございました。答弁いただきました。

その答弁の中で、スケールメリットを活かしてという言葉もいただいたところでございます。

答弁していただいたように、そんなに大きな効果、成果が上がってきた。

広域化によって、できたというのであるならば、さらなる広域化というものも視野に入れて、これは議論をしていくべきではないのか。

その一つの根拠としては、国が今年の春に、この広域化、消防広域化の推進をこれまでより5年間延長する、5年間延長するから、さらにこういった取り組みを進めて行くようにということが打ち出されております。

国の趣旨をしっかりと把握をいただく中で、広域化ということについてどのように進めていかれるのか、どのような考えのもとに今後、業務にあたっていかれ

るのか、お答えをいただきます。

○消防次長（服部辰典君）議長。

○副議長（江藤芳光君）服部消防次長。

○消防次長（服部辰典君）次長の服部でございます。

石井秀夫議員の２回目の質問に答えさせていただきます。

消防広域化の考え方でありますけれども、当消防本部は、国が目安とする規模である管轄人口３０万人以上の広域化を既の実現しており、組織力の強化を図ることができたと考えているところです。

現在は、消防体制整備計画や定員管理計画に基づき、計画的な施設整備や人員増などに取り組んでいるところであり、当消防本部を取り巻く様々な課題等に対応する手段として、更なる広域化の必要性は高くないものと考えています。

国は、全国的に広域化の進捗が鈍化していることから、直ちに広域化を進め難い地域においては、通信指令業務の共同運用をはじめ、消防車両や資機材等の共同整備、訓練の定期的な共同実施などにより連携・協力を図る取組みも推進しています。

当消防本部としましては、今後も国や県の動向を注視するとともに、近隣の消防本部とも通信指令業務等を通じて必要な連携・協力を図りながら消防力の強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、石井秀夫議員に対する２回目の答弁を終わります。

○副議長（江藤芳光君）石井議員、よろしいですか。

○５番（石井秀夫君）はい。

○副議長（江藤芳光君）他に質疑はありませんか。

（新原善信議員が手を挙げる）

○１１番（新原善信君）はい。

○副議長（江藤芳光君）１１番、新原善信議員。

○１１番（新原善信君）令和５年度決算の歳出１款１項１目、常備消防に関連して、特に人員配置について質問をいたします。

小郡市には三井消防署の他に、北部を管轄する三国出張所が配置されております。

この地域は、大規模住宅地であるのぞみが丘小学校区で、小郡市の人口の約６分の１にあたる約１万人が住んでおります。

今年に入ってこの地域で住宅火災が発生し、２名の尊い命が失われております。

そこを所管する三国出張所は、現在、消火、救急合わせて５名体制で運営されております。

これに対して、他の消防署の人員体制は、消火隊が３名、救急隊３名の合計６名体制であります。

今のところ、管内で火災が発生した場合には、三国出張所は５名全員が出動し、初期対応を行って、三井消防署本署及び三井出張所からの消火隊が、その後に合流して消火活動をする、このような体制になっております。

しかし、もし火災発生時に救急隊の３名が出動していたとしたら、残る２名で

消火隊の消火初期対応を行うということになります。

また、反対に5名の消火隊が出動中に救急の要請があれば、救急隊は出せません。

このような場合には、三井本署の救急隊に頼らざるを得なくなります。

そうすると、救急車が到着するまでにより多くの時間を要してまいります。

このようなことから、三国出張所の人員体制を、現在の5名体制から、消火隊3名、救急隊3名の合計6名体制にしてもらいたいという地元からの強い要望が出されております。

このような人員配置については、久留米広域消防本部は、令和2年から令和11年までの10年間の定員管理計画を策定されておられます。その中を見ますと、先ほども述べました三国出張所の定員改正については触れられておりません。

現状のままというふうになっております。そこで、この管理計画の中間見直しをぜひしていただき、三国出張所の配置の改善を検討していただきたい、その必要があるというふうに考えますが、執行部の見解をお伺いしたいと思います。

○消防次長（服部辰典君）議長。

○副議長（江藤芳光君）服部消防次長。

○消防次長（服部辰典君）新原議員の質問にお答えいたします。

人員配置の件でございます。

当組合の定員管理計画ですが、令和2年8月組合議会において、管内住民の生命、身体及び財産を守るという消防の根源的な行政サービスを安定的かつ持続的に提供できる消防体制を確保するため、職員定数の増員に関する条例改正をご承認いただきました。

この増員に伴う定員管理計画では、構成市町の財政状況等を勘案しつつ、当消防本部が抱える課題の中で、緊急性が極めて高く、消防サービスの提供等に支障を来しておりました、「浮羽出張所の救急隊専従化」及び「消防隊の車両搭乗人員の増員」を計画的に進めることとしております。

なお、三国出張所につきましては、国が示す消防力の整備指針第33条の「兼務の基準」の要件に該当し、消防隊員が救急隊員を兼ねることができる署所であることから、現定員管理計画では、増員の対象外としています。

現在の三国出張所の体制につきましては、先に発生した災害を優先に出動しており、火災や警戒などの災害事案に対して、配置人員5名での活動が可能です。

また、救急出動中に火災が発生した場合においても、待機隊員の2名で対応できるように、1,300ℓの水槽付き消防ポンプ自動車を設置し、少人数での活動を考慮した「電動ホースカー」や「特殊な消防用ノズル」を積載するなど、他隊到着までの初動対応の強化を図っております。

三国出張所の勤務体制を増員することにつきましては、当消防本部が抱える課題の優先度を考慮するとともに、三国出張所管内はもとより、三井消防署管轄内における災害の発生状況や救急出動状況、将来的な消防需要の変化等も十分に見据えながら、当該圏域の消防体制の最適化について、検討してまいりたいと考え

ております。

以上で、新原議員の質問に対する答弁を終わります。

○11番（新原善信君）はい。

○副議長（江藤芳光君）11番、新原善信議員。

○11番（新原善信君）検討していただくといっていましたので、そのお願いをしたいと思いますが、もう少し申し上げたいと思いますが、定員管理計画が令和11年までとなっておりますので、その後ということになるとですね、ちょっと間があります。

ですから、この計画期間中に中間見直し等をやっていただけないだろうかというふうに思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

それから、今のご答弁の中に兼務という話がありました。

兼務というのは一時的な措置であろうというふうに思うわけで、本来であれば消火隊が3名ないし4名、それに救急隊が3名というのは基本的な配置の基準ではないだろうかと思いますので、市の北部地域というのは本当に人口が増えておりますので、今後ですね、こういうニーズというのは非常に高まってまいりますから、ぜひ、今までのことにこだわらずに、そこは検討いただけないだろうかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、ご見解ありましたらお願いします。

○消防次長（服部辰典君）議長。

○副議長（江藤芳光君）服部消防次長。

○消防次長（服部辰典君）新原議員の2回目の質問にお答えします。

先ほどの、まずは兼務体制の件でございますけれども、消防力の整備指針では、消防隊というのは5名が原則になっております。救急隊は3名というのが原則になっております。

しかし、放水開始時の伝令を無線等で伝達できれば4名体制で大丈夫ということになっております。

救急出動中に火災が発生する確率が低ければ、これを兼務隊で認めますという内容になっております。

それと、中間期の検討ということですが、11年までの定員管理計画でありますので、中間期に検討はしたいと思っております。

以上で新原議員の質問に対する答弁を終わります。

○副議長（江藤芳光君）他に質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

○副議長（江藤芳光君）討論はありませんか。

○5番（石井秀夫君）議長。

○副議長（江藤芳光君）5番、石井秀夫議員。

○5番（石井秀夫君）5番、久留米市議会の石井秀夫です。

先ほど、消防の広域化のことについてお尋ねをさせていただきました。その答

弁の中では、成果、効果についてたくさん挙げていただいたところですが、この広域消防が担っている、受け止めている課題というのは、私はたくさんあると考えています。

少子高齢化もその一つでありますし、職員さん、隊員さんの不足というのも直面をしてくているのではないかと感じているところでございます。

そういう中で、広域化ということの必要性が高くないというふうに結論をいただきましたけれども、そういう結論ではなくて、やはり今後とも議論をしていく、選択肢の一つとしてぜひ取り上げていただいて、そういうことをですね、考えていかないと、こういう大きな災害が発生するか分からない今日でありますので、そのことにつきましては意見を申し述べさせていただいて、討論とさせていただきます。以上です。

○副議長（江藤義光君）はい、今、討論を行っておりますけれども、内容から反対討論ではないようにお聞きしました。

ご意見として受け止めさせていただくことでよろしゅうございますか。

○5番（石井秀夫君）はい、わかりました。

○副議長（江藤義光君）他に反対討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第3号までの3件の決算を、認定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第3号までの3件は、いずれも認定することに決定いたしました。

◎ 日程第8 第12号議案

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第8、第12号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第12号議案「令和6年度久留米広域市町村圏事務組合広域消防特別会計補正予算（第1号）」についての提案理由をご説明申し上げます。

本件は、三井消防署庁舎建設事業の財源の一部となる緊急防災・減災事業債の対象額が、福岡県との起債協議により当初予算時よりも増額できる見込みとなったことから、同事業に係る地方債の限度額を増額し、同額を車両整備事業に係る地方債の限度額から減額するものでございます。

ご審議のうえ、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（江藤芳光君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１２号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１２号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第９ 第１３号議案

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第９、第１３号議案「財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１３号議案「財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について」の提案理由をご説明申し上げます。

本件は、三潞消防署に配備している消防車両の老朽化に伴いまして、新たに水槽付き消防ポンプ自動車１台を６，７８７万円で取得しようとするものであります。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○副議長（江藤芳光君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１３号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１３号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第１０ 第１４号議案

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第１０、第１４号議案「三井消防署訓練棟新築外工事請負契約締結について」を議題といたします。

組合長に提案理由の説明を求めます。

原口組合長。

○組合長（原口新五君）第１４号議案「三井消防署訓練棟新築外工事請負契約締結について」の提案理由を申し上げたいと思います。

本件は、三井消防署の新訓練棟建設工事に関する契約案件でございますが、本年７月１２日に条件付一般競争入札を実施いたしまして、訓練棟の新築及び倉庫などの解体工事の請負人を株式会社 貴重企画に決定し、１億６，７４２万３，３００円で契約を締結しようとするものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○副議長（江藤芳光君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

第１４号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、第１４号議案は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第１１ 発議第１号議案

○副議長（江藤芳光君）次に、日程第１１、発議第１号議案「地方自治法第１８０条第１項の規定による組合長の専決処分事項の指定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

７番、佐藤晶二議員。

○７番（佐藤晶二君）７番、佐藤でございます。

発議第１号議案「地方自治法第１８０条第１項の規定による組合長の専決処分の事項の指定について」提案者を代表して、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第１８０条第１項の規定により、組合長において専決処分にすることができる事項として、交通事故または、公の営造物の設置もしくは管理の瑕疵による事故に係るもので、損害賠償額が１００万円以下の案件など３件を指定するため、議決を求めるものであります。

議員各位におかれましては、何とぞご審議のうえ、満場のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○副議長（江藤芳光君）提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

発議第1号議案を、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

本議会において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議はありませんか。

（『なし』と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

◎ 閉 会

以上で、本議会に付議されました案件は、全部終了いたしました。

よって、令和6年第2回久留米広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

＝午前10時56分閉会＝

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

副 議 長

議 員

議 員